

連載 ⑥

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(2) 地方交付税(その1) —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方交付税のあらまし

地方交付税は、なかなか複雑な制度です。地方交付税法という法律で規定されていますが、予備知識なく読んですぐ理解できる人がいるとは思えないほどです。ここでは、まずそのあらましから説明しましょう。

地方交付税の目的は、3つあります。第1の目的は、大きな格差がある日本全国各地の自治体の財政力を均すこと、すなわち均霑化です。第2の目的は、各自治体に一定の行政水準に見合う財源を確保すること、すなわち財源保障です。そして、第3の目的は、災害復旧など応急の必要に資すること、すなわち応急対応等です。

地方交付税の種類は、2つあります。普通地方交付税と特別地方交付税です。このうち

普通地方交付税は第1および第2の目的を達するための制度であり、特別地方交付税は第3の目的を達するための制度です。

地方交付税の仕組みは、国税として徴収された資金のうちの予め定められた一部を財源として、各自治体の需要額と収入額の見込みから一定の算定式に基づいて計算された財源不足額を各自治体に配布することを基本としています。

そこで、財源がどのように決まるか、各自治体が見込む需要額と収入額がどのように算定され、各自治体へ配布される金額がどのように計算されるか、のそれぞれが重要な要素になります。

●地方交付税の財源

地方交付税の財源は、国税5税の一定割合、すなわち法人税の34パーセント、所得税の32パーセント、酒税の32パーセント、消費税の29.5パーセント、たばこ税の25パーセント、の合計からなります。そして、その総額の94パーセントが普通地方交付税、6パーセントが特別地方交付税の原資となります。

地方交付税法の第6条と第6条の2には、確かにそのように規定されています。これだけの説明で済めば極めて簡単ですが、また、これだけしか書かれていない説明を目にすることもありますが、残念ながらこれでは不正確です。国税5税それぞれの上記割合が地方交付税の原資の多くを占めることは間違いではありませんが、原資はそれだけではありません。

もともと地方交付税は、シャウブ勧告を受けて1950（昭和25）年に創設された地方財政平衡交付金制度の後継制度として1954（昭和

29）年に生まれました。当初は、暫定的に所得税と法人税の19.874パーセントおよび酒税の20パーセントを原資としていました。この国税3税それぞれに対する割合を交付税率と呼びますが、それは翌1955（昭和30）年に法定の22.0パーセントに揃えられ、1956（昭和31）年から1959（昭和34）年まで、毎年25.0、26.0、27.5、28.5パーセントと引き上げられました。さらにその後も、1962（昭和37）年から3年間の28.9パーセント、1965（昭和40）年の29.5パーセントを経て、1966（昭和41）年からは32.0パーセントになりました。そして、1989（平成元）年の消費税導入に合わせて消費税の24.0パーセントとたばこ税の25.0パーセントが税源に加わり、法定5税となりました。消費税は、1997（平成9）年に当初の3パーセントから5パーセントに引き上げられましたが、そのうちの1パーセントは地方消費税とされ、それまでの消費譲与税は廃

止されました。この改革に合わせて消費税の交付税率は現行の29.5パーセントになりました。さらに、法人税については、定率減税が実施されたいわゆる「恒久的減税」の実施に合わせて1999（平成11）年に32.5パーセントとなり、翌2000（平成12）年から35.8パーセント、そして定率減税が廃止された2007（平成19）年度から現行の34.0パーセントになりました。

法定国税5税の交付税率は、以上のように変遷を重ねていますが、交付税率を引き上げることは、いわば「国の取り分」を減らすこととなりますから、財務省が歓迎するはずが

ありません。国の財政状況が厳しさを増してくるとなおさらです。

地方交付税の目的を実現するためには、当該年度の予算を作成する際に歳入および歳出の見込みが立たなければなりません。そこで、地方交付税法の第7条には、内閣の義務として毎年度「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と定められています。そしてこれを承けて地方財政計画が閣議決定され、公表されています。

●地方財政計画

全国の自治体は、それぞれの必要に応じて一般の歳入歳出と区分して経理する特別会計を独自に置いています。したがって、単純に一般会計あるいはそれに特別会計を加えた数字を集めてもそれだけでは意味がありません。そこで、地方財政計画には、全国の都道府県および市町村が翌年度に予定する普通会計、すなわち公営事業会計以外、に係る経費の純計額が示されます。それには、当該年度

に国の各省が自治体の普通会計を通じて実施を予定する施策も反映されますので、総務省が原案を作成し財務省との折衝を経る、国の予算案と並行した、作業でとりまとめられます。そうして計上される金額は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額」のうち普通会計だけを取り出したとしても、その実際の財政規模より内輪に抑制されます。

【表01】は、2011（平成23）年度の地方財

【表01】 2011(平成23)年度地方財政計画「歳出」

区 分	(兆円)
給与関係経費	21.3
一般行政経費	30.8
地方再生対策費	0.3
地域活性化・雇用等対策費	1.2
公債費	13.2
維持補修費	1
投資的経費	11.3
公営企業操出金	2.7
不交付団体水準超経費	0.7
歳出合計	82.5

【表02】 2011(平成23)年度地方財政計画「歳入」

区 分	(兆円)
地方税	33.4
地方譲与税	2.2
地方特例交付金	0.4
地方交付税	17.4
国庫支出金	12.2
地方債	11.5
使用料及び手数料	1.4
雑収入	4.1
歳入合計	82.5

政計画の歳出ですが、このように性質別の区分で示されます。このうち、たとえば給与関係経費をさらに細かく見ると、小中学校の教職員給与費が全21.3兆円のうちの6兆円を占めています。国と都道府県で2分の1ずつ負担しますが、教職員の標準定数は法律で定められ、自治体の判断でその枠外に配置するにしても、その分については地方財政計画では考慮されません。また、教職員に限らず、自治体職員の給与は全て国家公務員の水準で算定されます。地方財政計画の歳出見込総額が実際に支出された歳出決算総額の内輪の金額に止まるのは、こうした事情によるものです。日本では、自治体に実施を依存する国政レベルの政策が数多く存在しますが、地方財政計画は、いわば「国の目線」による国の政府予算関係資料に他なりません。

地方財政計画の歳出総額約82.5兆円をどのように賄うかが【表02】に掲げた地方財政計画の歳入です。

「地方税」および「地方譲与税」は、国の経済見通し等の景況判断や税制改正に基づいて見込額が算定されます。税率は、標準税率によるものとされており、法定外普通税および法定外目的税は考慮されません。「地方特例交付金」は、減税措置に伴う自治体の減収分を補う措置として始まったものですが、こ

の2011（平成23）年度については児童手当および子ども手当に伴う措置もここに含まれています。財源に不足なく地方交付税の配分に与る見込みがない自治体についても対象とするために、地方交付税とは別の区分で計上されています。「国庫支出金」は、各省が一般会計予算に計上した金額のうち普通会計分がそのまま計上されます。「使用料及び手数料」と「雑収入」は、実績等を考慮して計上されます。

地方財政計画の「歳出」と「歳入」それぞれの合計額を単年度で一致させるためには、主に以上の区分以外のところでつじつまを合わせるしかありません。すなわち、「地方交付税」と「地方債」ということになります。このつじつまを合わせる作業は、地方財政対策と呼ばれます（しばしば「地財対策」と略称されます）。

「地方債」については、別に地方債計画が策定され、地方財政対策前の普通会計に係る部分が決まります。そこで、以上の全てと法定5税に交付税率を乗じた金額の総計がピタリ地方財政計画の歳出総額に合えばそれでめでたく終了ですが、そううまくはいきません。地方財政対策としてさまざまな工夫、すなわち総務省と財務省の攻防が展開される所以です。

●交付税及び譲与税配付金特別会計

複雑な経理処理を明確にするために、地方交付税制度の発足当初から国の会計には「交付税及び譲与税配付金特別会計」という特別会計が設置されています。ただし、この特別会計には、地方交付税、地方特例交付金および地方譲与税を扱う「交付税及び譲与税配付金勘定」のほか、1983（昭和58）年度から「当分の間」ということで「交通安全対策特別交付金勘定」も設定されています。とはいえ、

この両勘定は全く別々のもので、両者の間には取引の関係はありません。

この「交付税及び譲与税配付金勘定」のうち、地方譲与税に係る部分は、国税の全てが集められる「国税収納整理基金」から、国の一般会計を経由することなく、直接この特別会計に振り込まれますが、それはそのまま地方財政計画の「歳入」と一致します。

また、地方特例交付金は、国の一般会計か

ら特別会計に繰り入れられますが、やはりその額がそのまま地方財政計画の「歳入」になります。

つまり、総務省対財務省の地方財政対策を巡る主戦場は、これらを除いた交付税特別会

計です。問題の焦点は、交付税特別会計の歳出にあたる「出口ベース」の地方交付税であり、この決定にともなって決まる普通会計分の地方債と合わせて如何に調整するかということになります。

●地方財政対策の焦点

具体的には、まず交付税特別会計の歳入にあたる「入口ベース」から考えます。もちろんその出発点は、国税5税に交付税率を乗じた金額になります。これに、過去の国の一般会計とのいきさつから後年度に加算することが地方交付税法の附則に定められている分（法定加算分）を加えます。ここまでが、いわば約束されている基礎となります。これで不足する金額を如何にして埋めるかが問題です。

容易に思い浮かび、また実際に2002（平成14）年度まで活用されていた手法は、特別会計の歳入不足分を国の一般会計から借り入れることです。かつてはこうした国の会計間のやりとりで済まされていましたが、借り入れとそれに係るコストの全額を国側の負担とすることには異論もあり、借り入れが常態化すると、国と自治体で負担を折半するようになりました。

2001（平成13）年度とその翌年は、この「折半ルール」の下に「一般会計特例加算」が加わりました。すなわち、財源不足額を4等分し、一般会計からの借入金（国負担分）、特例加算（国折半分）、借入金（地方負担分）、そして自治体には別に「臨時財政対策債」の枠が用意され、それぞれで賄うことになりました。この一般会計特例加算の折半ルールは、その後もずっと引き継がれています。なお、臨時財政対策債は、本来地方交付税として配分される額に当たりますから、その元利償還については後年の地方交付税で手当されます。

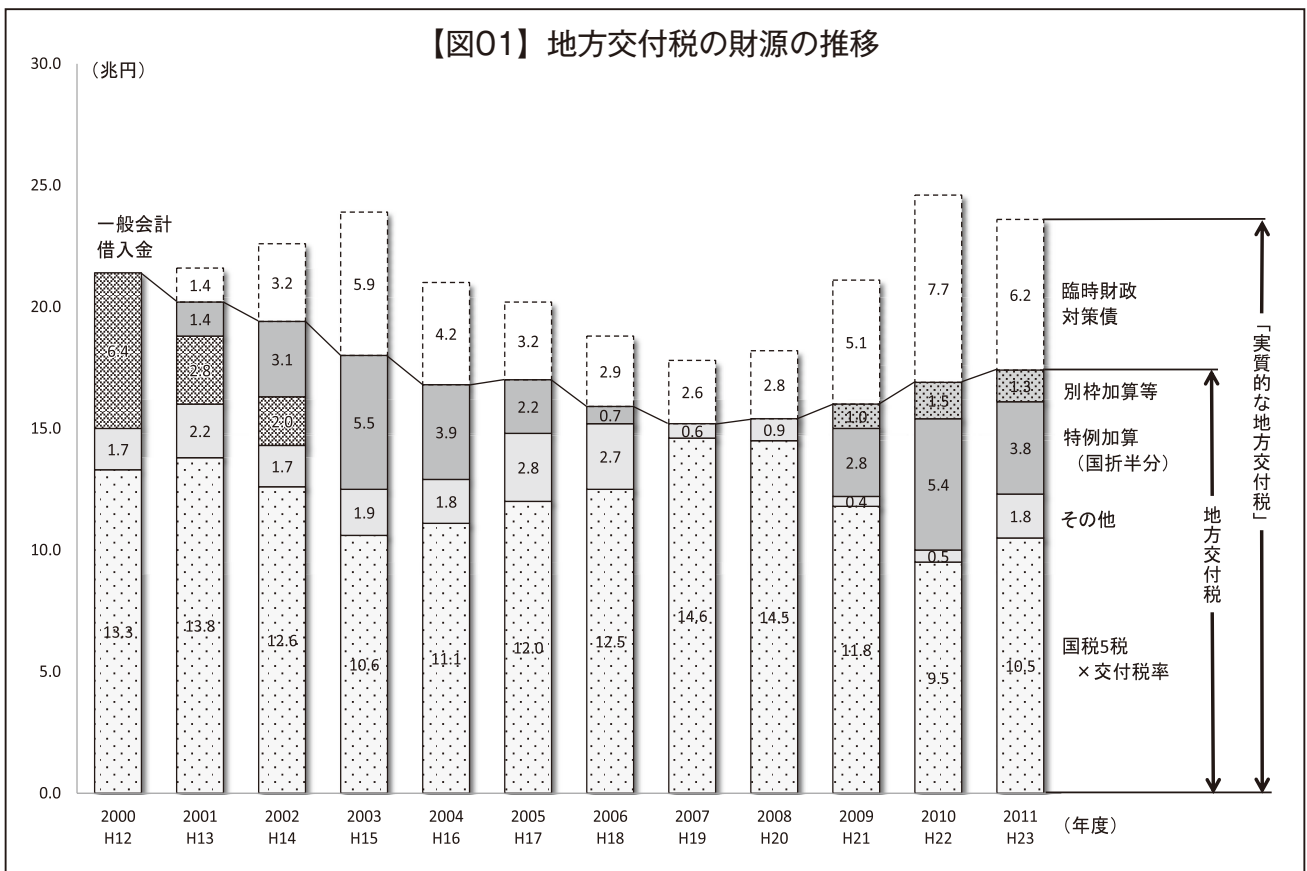
さらに、自治体税収が大幅に落ち込んだ2009（平成21）年度には、国の一般会計から特別会計に向けての「別枠加算」がありました。当初は、「雇用創出」や「地域の元気回復」のためと説明され、地方交付税の規模を1兆円増額する措置でした。その後も地方財政計画に盛り込まれた重点政策を財政面で裏打ちする措置として、この別枠加算の手法は続いています。

こうした「入口ベース」で特別会計に集められる金額の工夫に、さらに「出口ベース」の金額を確保するための工夫が加えられます。たとえば、過去に特別会計自体が借り入れている借入金の償還を繰り延べしたり、国税5税徴収額の見込みと実際に得られた金額の差額などから発生した特別会計の余剰金を活用することなどが典型的な手法です。

一方、普通会計に係る地方債について、自治体が行う建設事業の起債充当率を高めることで、当面の賄うべき対象額を小さくする財源対策債の発行という手法もあります。

これらのさまざまな工夫が駆使されることで、ようやく出口ベースの地方交付税や地方債の全体像が決まります。

●地方交付税の財源の推移



【図01】は、地方交付税の財源の推移をグラフで示したものです。総務省は、この図で臨時財政対策債まで積み上げた金額を「実質的な地方交付税」と説明します。しかし、臨時財政対策債は、地方交付税の配分を受ける自治体であればこそ後々の元利償還に交付税措置を見込めますが、そうでない自治体にとっては元利償還の全てを自前の財源で賄わねばなりません。そこで、比較的財政状況の良い自治体は臨時財政対策債の起債を敬遠する傾向があり、用意された枠が使い切られているわけではありません。ともあれ、これまでの記述とこのグラフを見れば、地方交付税の財源について「国税5税に交付税率を乗じた額」だけでは説明がつかないことは明らかです。

つまり、地方交付税の総額は、地方財政計画によって枠づけられています。そして、その実態は、もともと地方交付税法が予定していたところからはすでに長らく外れています。同法の第6条の3では、「毎年度分として交付すべき普通交付税」の総額が法定5税に交付税率を乗じた額の総額と「著しく異なる」状況が続く場合には、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」か交付税率の変更が求められており、実は、ようやく交付税率の一部変更や臨時財政対策債のあり方の見直しなどの方向がすでに打ち出されています。しかし、本連載が読み方の習得を狙う決算カードにそれはまだ現れません。

●千葉県内市町村における地方交付税の一般財源補填効果

均霑化、財源保障、そして応急対応等の3つの目標を有する地方交付税制度は、ここまでにみたように地方財政計画においてその全体の総枠が決められます。本稿では、未だ個別の自治体に地方交付税がどのように配分されるのかについては言及していませんが、ここで少し先回りをして、地方交付税が各市町村の一般財源を補填する効果をグラフにより視覚で概観しておきましょう。

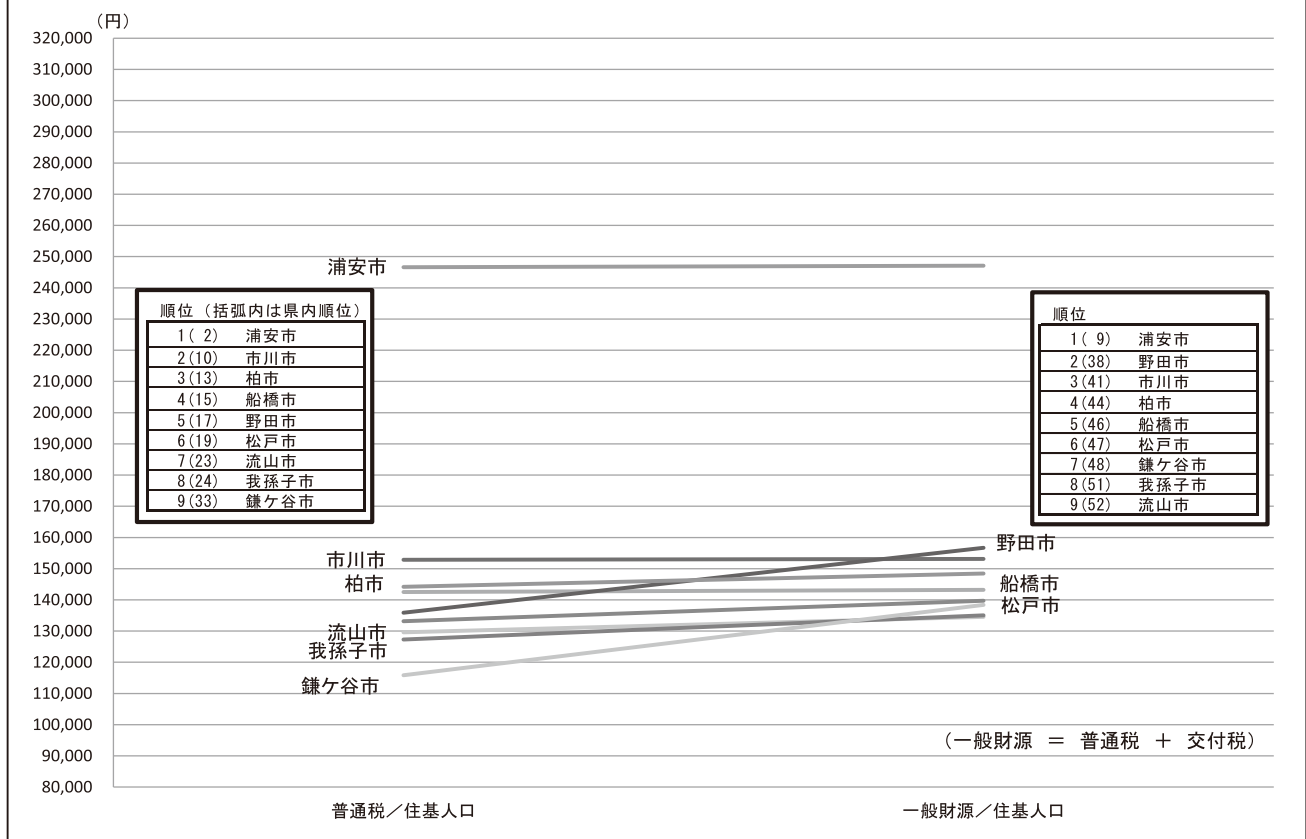
【図02-01】～【図02-10】は、それぞれ各地区ごとにまとめた「住民1人あたりの普通税と一般財源」です。ここでは、国勢調査人口ではなく、年度末の住民基本台帳人口を基準としています。また、グラフが重なり見にくくなったので、合わせて当該地区内と県内における順位を表にしてそれぞれのグラフに貼付しました。

これらのグラフにおいて、一般財源は、普

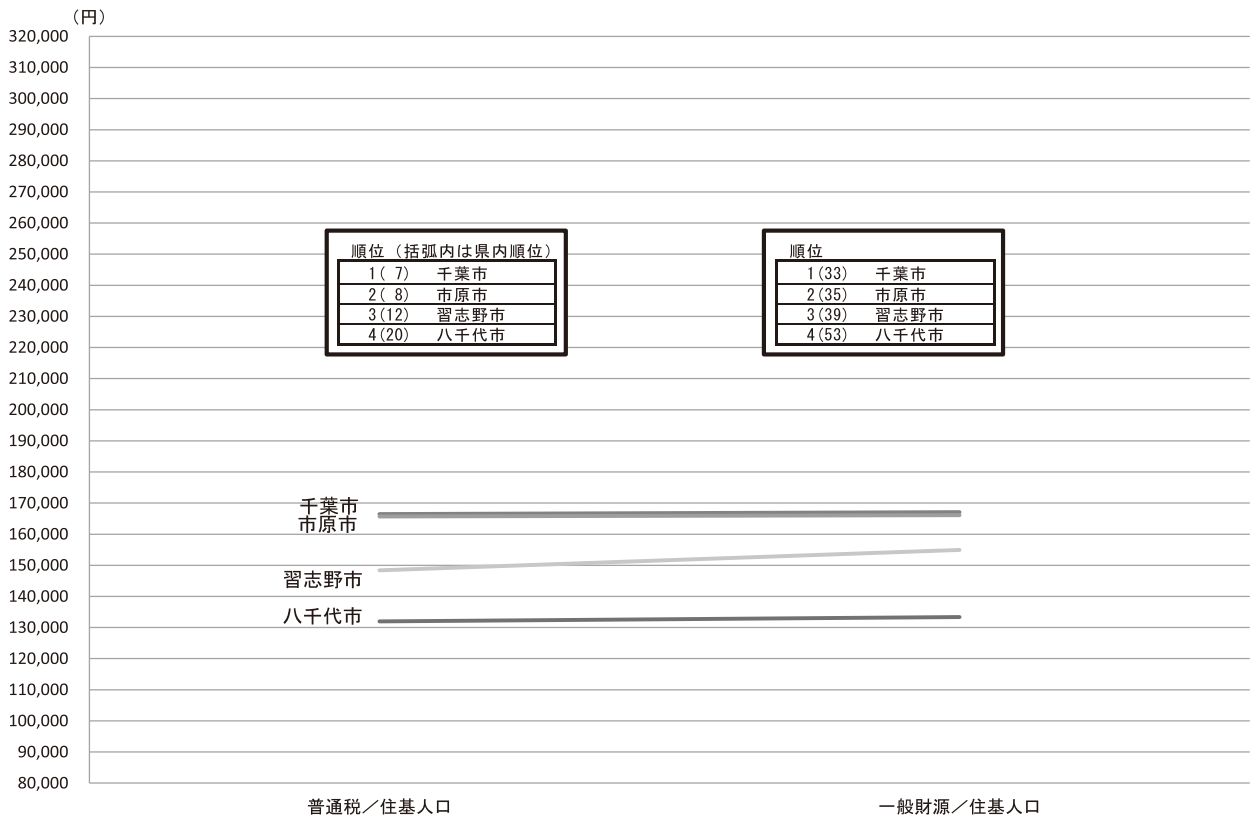
通税に交付税を加えたものですから、グラフは全て右肩上がりになります。たとえば【図02-01】において、浦安市には地方交付税のうち普通地方交付税は配分されず特別地方交付税のみが配分されていますから、グラフの傾きはほとんどありません。一方、野田市は、1人あたりの普通税の額では東葛地区内において5番目ですが、地方交付税を加えた一般財源で見ると浦安市に次いで第2位になることがわかります。

地方交付税の効果が最も劇的なのは、【図02-10】に見る南房総市です。1人あたりの普通税の額では県内全域で51番目ですが、地方交付税を加えた一般財源で見るとグラフは急な右肩上がりで首位になります。これには、合併特例の影響がありますが、地方交付税の大きな効果を感じることができます。

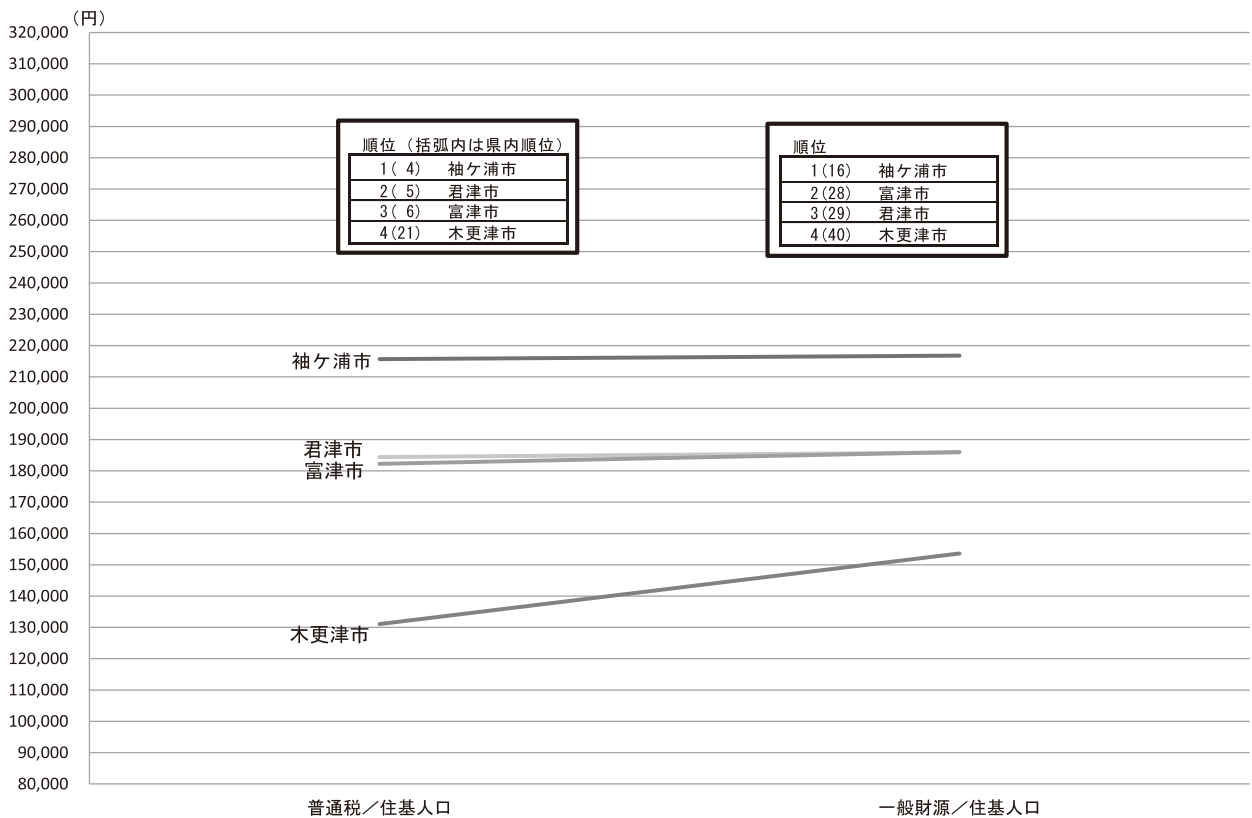
【図02-01】 住民1人あたりの普通税と一般財源（東葛地区） 2009（平成21）年度



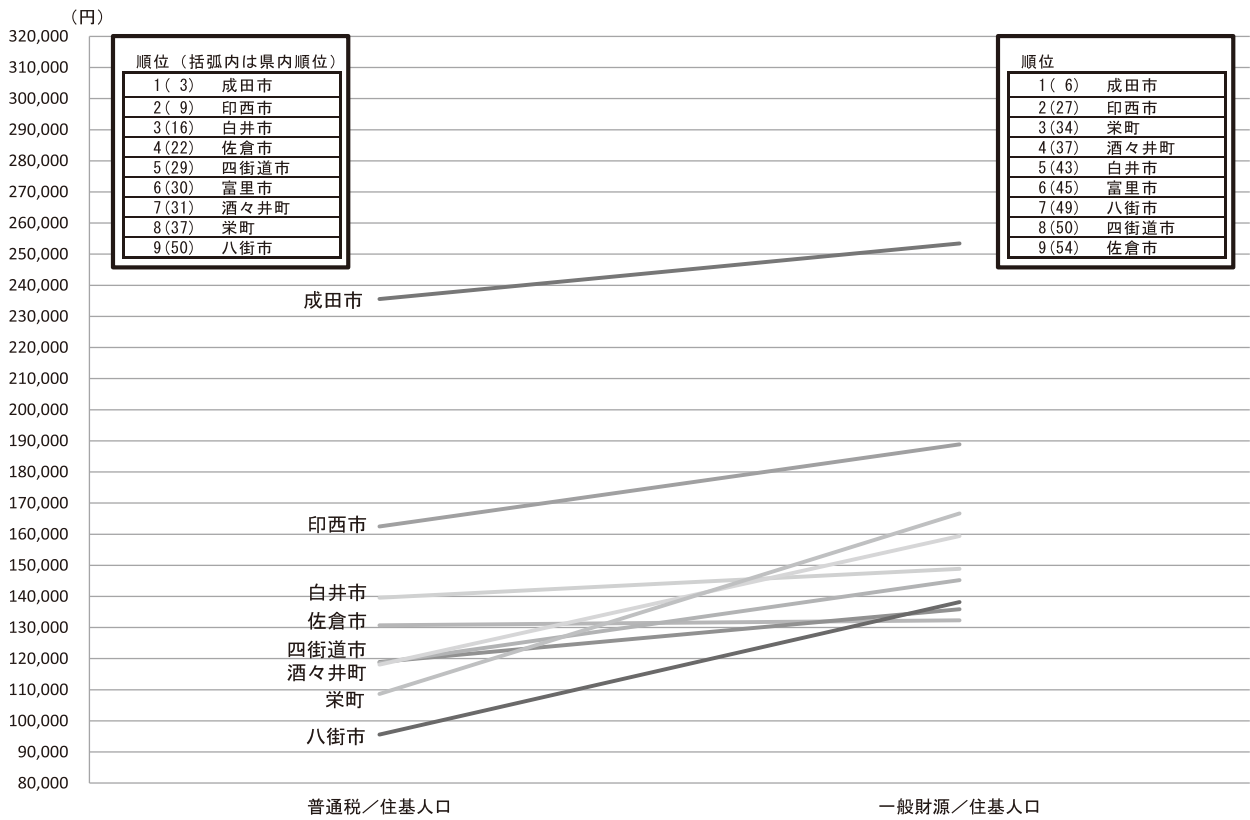
【図02-02】 住民1人あたりの普通税と一般財源（千葉地区） 2009（平成21）年度



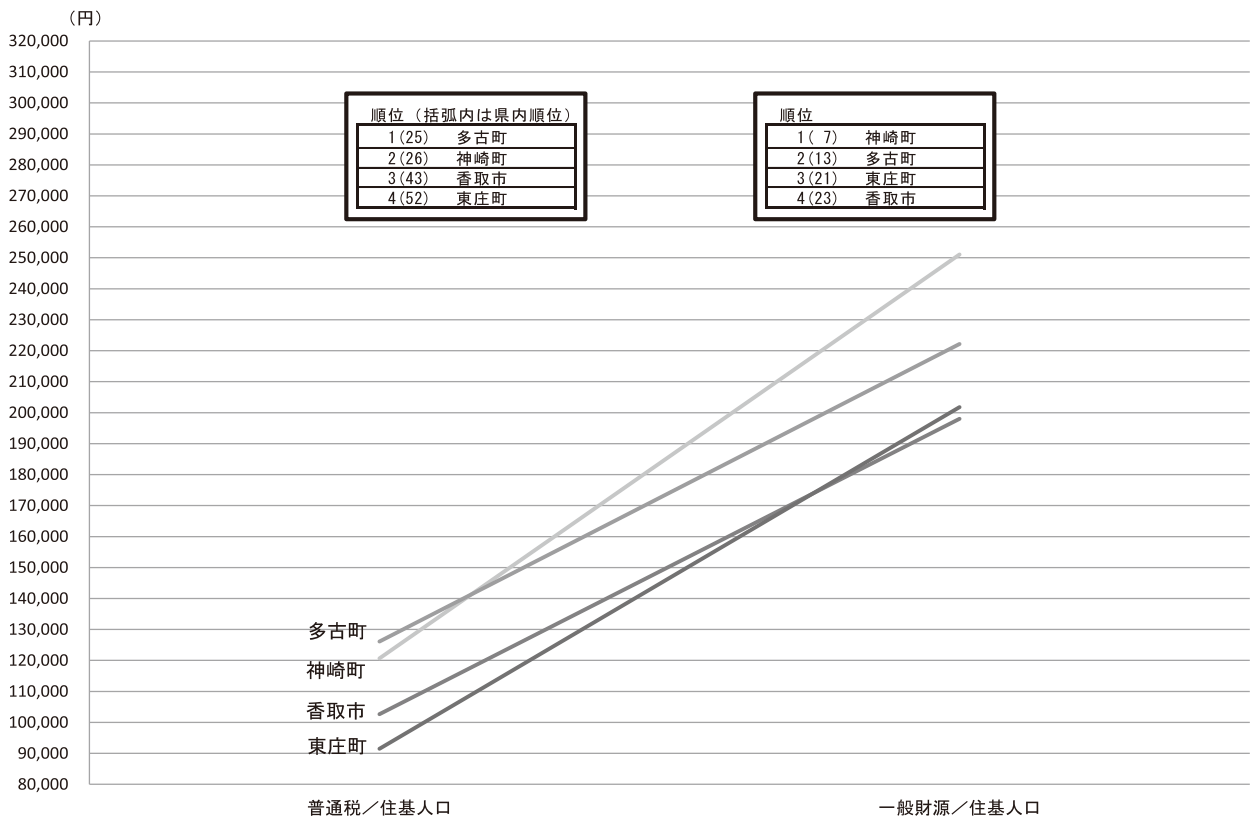
【図02-03】 住民1人あたりの普通税と一般財源（君津地区） 2009（平成21）年度



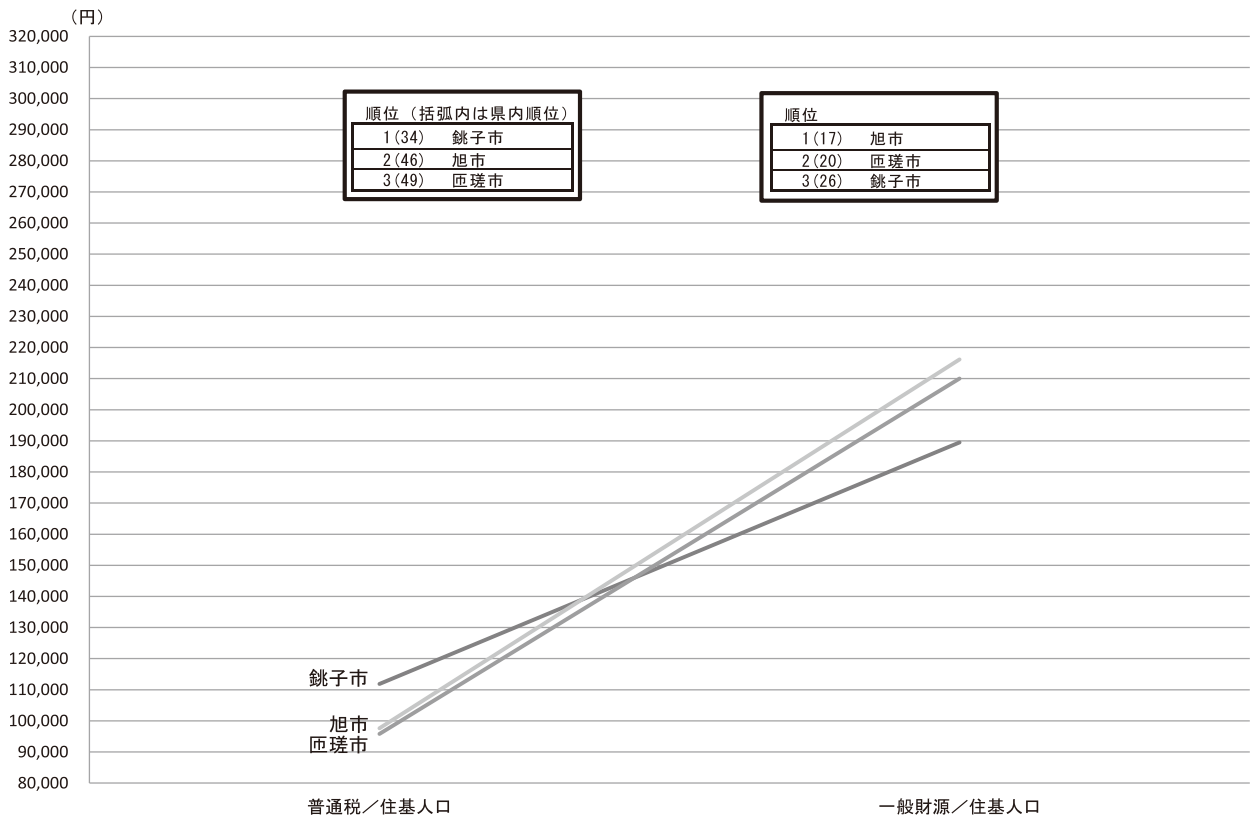
【図02-04】 住民1人あたりの普通税と一般財源（印旛地区） 2009（平成21）年度



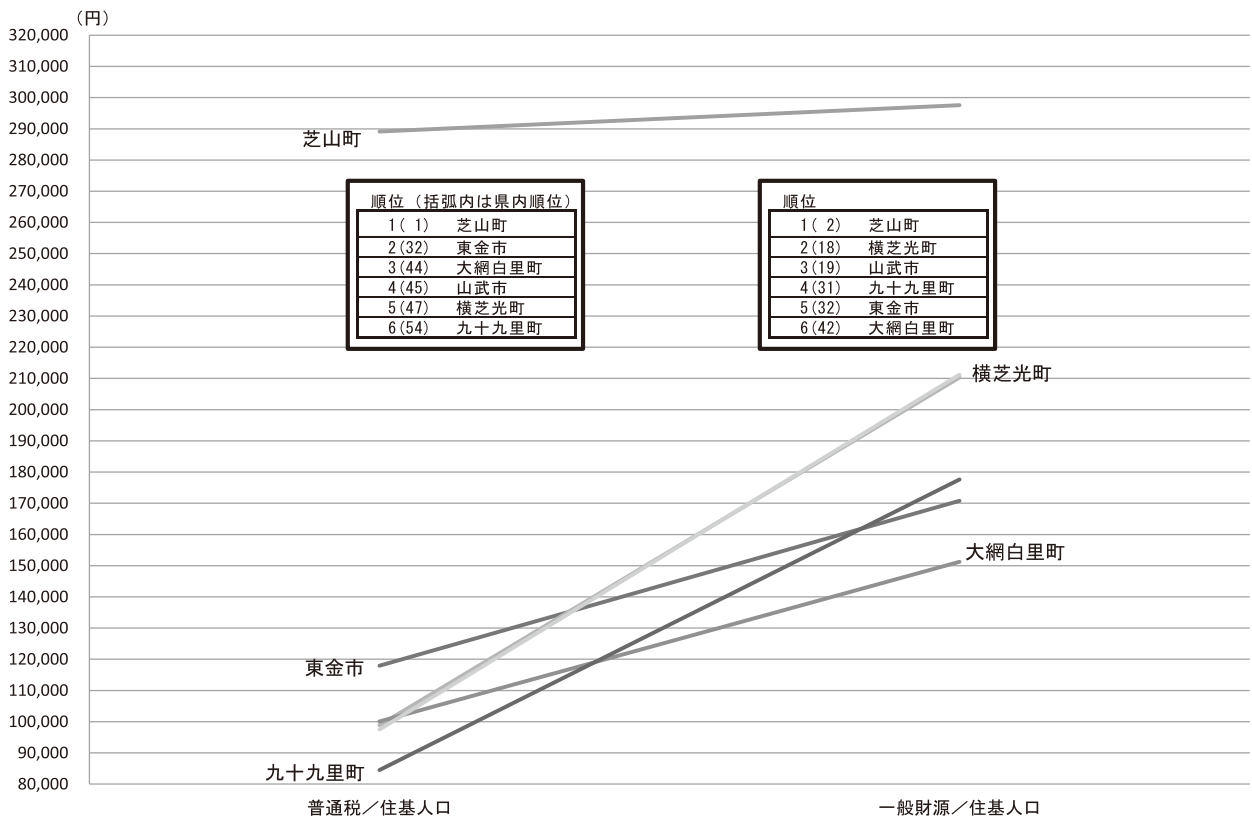
【図02-05】 住民1人あたりの普通税と一般財源（香取地区） 2009（平成21）年度



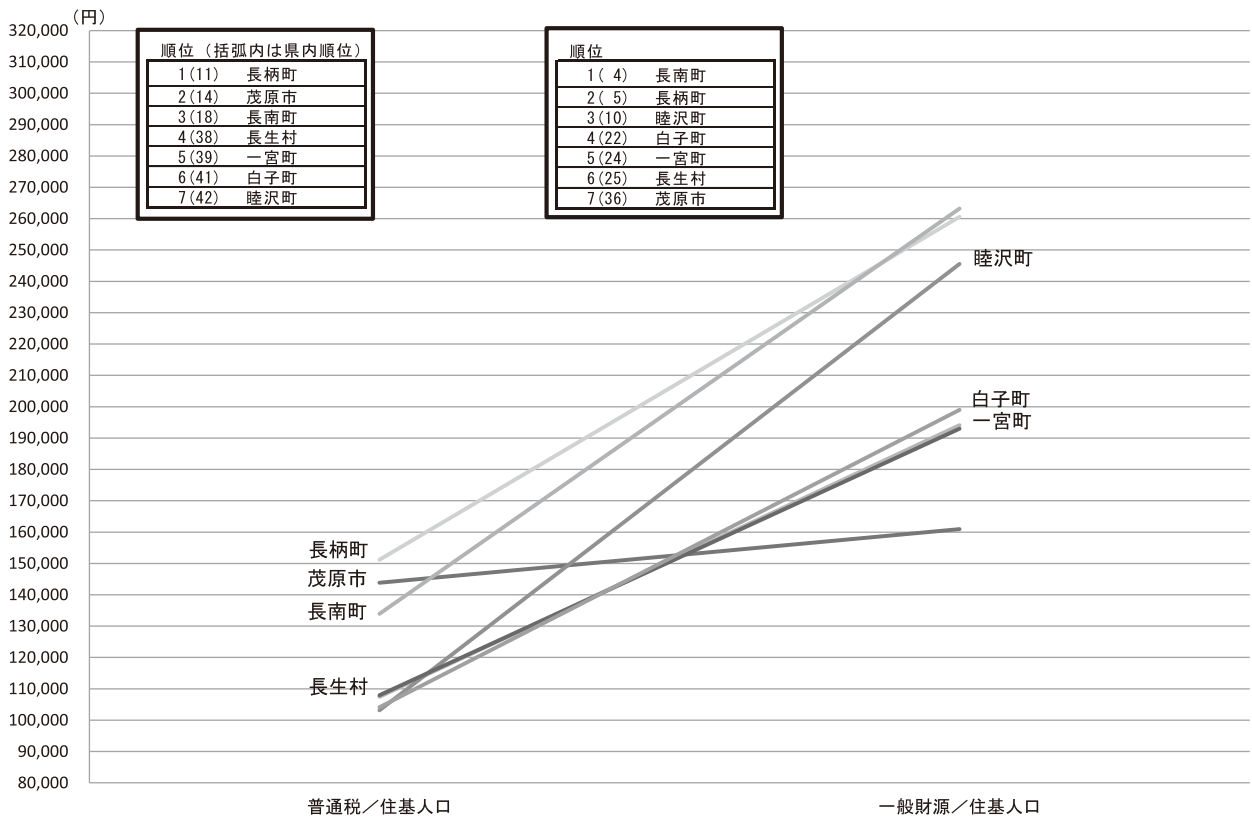
【図02-06】 住民1人あたりの普通税と一般財源（海匝地区） 2009（平成21）年度



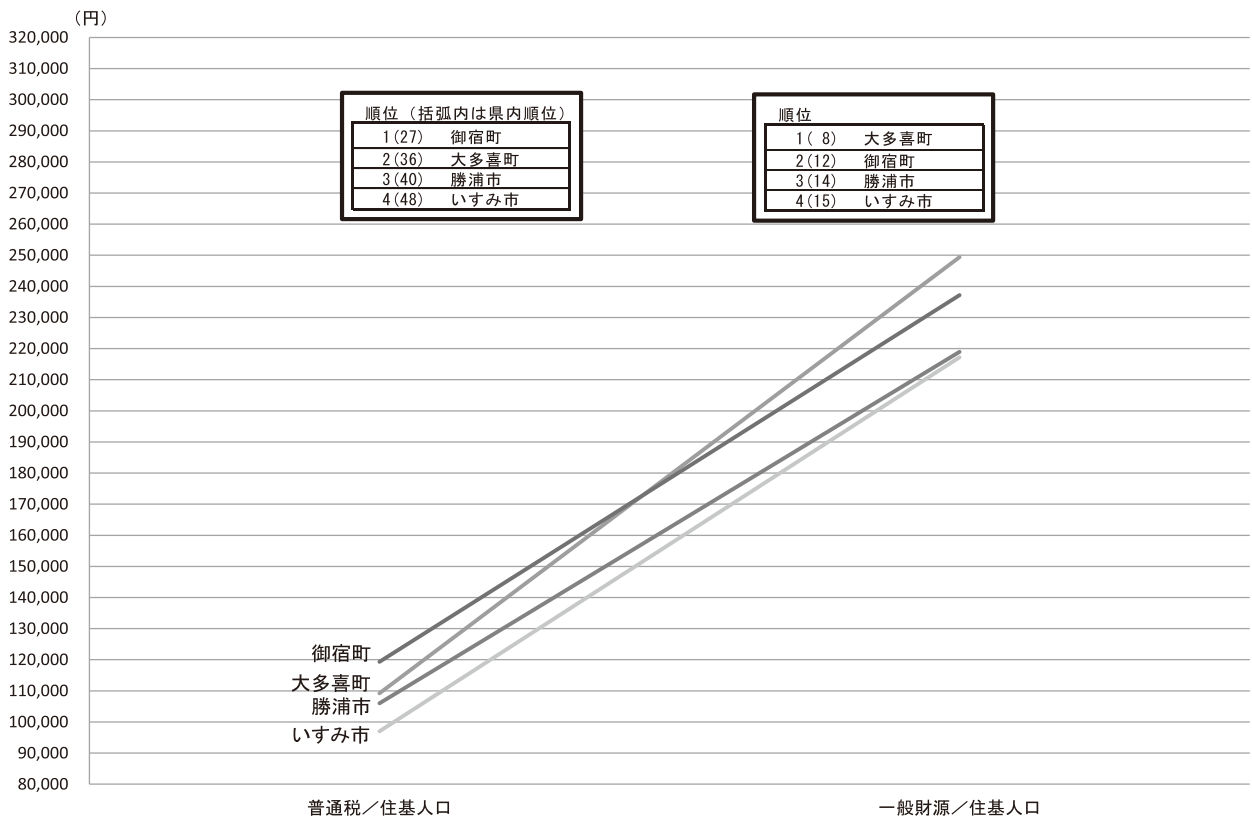
【図02-07】 住民1人あたりの普通税と一般財源（山武地区） 2009（平成21）年度



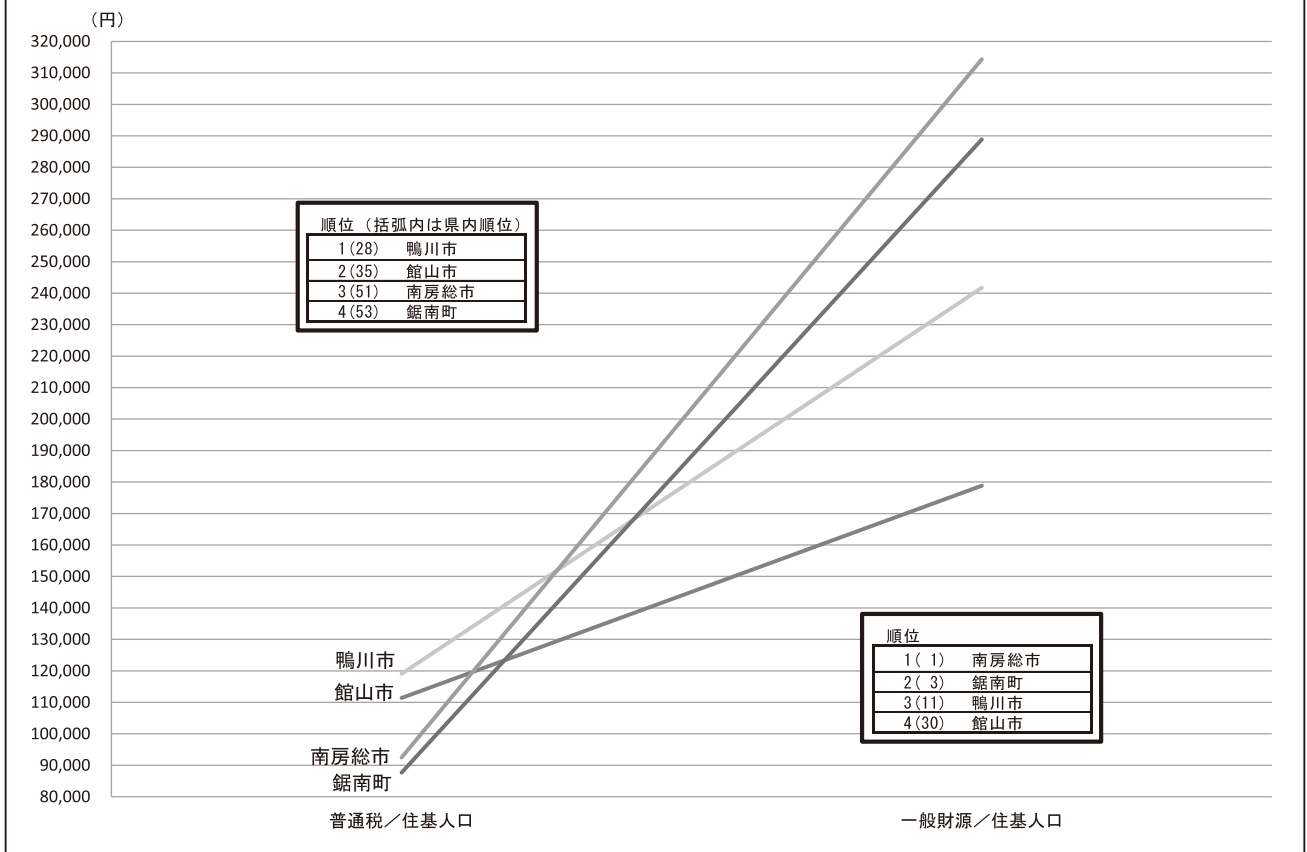
【図02-08】 住民1人あたりの普通税と一般財源（長生地区） 2009（平成21）年度



【図02-09】 住民1人あたりの普通税と一般財源（夷隅地区） 2009（平成21）年度



【図02-10】 住民1人あたりの普通税と一般財源（安房地区） 2009（平成21）年度



末尾に【表03】～【表05】を載せます。

【表03】は、地方交付税財源の推移を示したもので、兆円の単位で記し、千万円の位で丸めていますので、合計額と一致しないところもあります。また、【図01】を作図するためにこの表をまとめましたので、「一般会計特例加算」の項は、国の負担にかかる折半分だけの金額です。一般会計特例加算の額としては、表に示した金額の倍額であることに注意してください。

【表04】には、2009（平成21）年度の各市町村における地方税（普通税）・一般財源・交付税（普通交付税・特別交付税）・年度末住基人口のそれぞれをまとめました。この表をもとに次の【表05】を作成し、さらに【図02-01】から【図02-10】のグラフを作成しました。【表04】の各金額の単位は千円ですが、人口1人あたりの金額を示した【表05】では金額の単位は円です。

【表03】 地方交付税財源の推移

	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23
国税5税×交付税率	13.3	13.8	12.6	10.6	11.1	12.0	12.5	14.6	14.5	11.8	9.5	10.5
その他	1.7	2.2	1.7	1.9	1.8	2.8	2.7	0.6	0.9	0.4	0.5	1.8
特別会計借入金	6.4	2.8	2.0									
一般会計特例加算		1.4	3.1	5.5	3.9	2.2	0.7			2.8	5.4	3.8
別枠加算										1.0	1.5	1.3
臨時財政対策債		1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7	6.2
臨財債を含む総額	21.4	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	23.5
交付税総額	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

単位は「兆円」

端数処理のため合計額は一致しない場合もある

一般会計特例加算は、臨時財政対策債分（半額）を除く国折半負担分のみ金額

【表04】 2009（平成21）年度市町村別地方税・一般財源・交付税・年度末住基人口

(千円)

(人)

	地方税	一般財源 (普通税+交付税計)		交付税計			2009 (H21) 年度末住基人口	
		普通税		普通交付税	特別交付税			
東葛地区	市川市	77,862,121	70,564,118	70,700,287	136,169	—	136,169	461,638
	船橋市	94,429,856	85,254,991	85,650,842	395,851	—	395,851	598,213
	松戸市	68,819,413	63,623,117	66,770,701	3,147,584	2,701,890	445,694	477,894
	野田市	22,139,018	21,112,046	24,341,438	3,229,392	2,541,465	687,927	155,379
	柏市	63,090,702	56,830,497	58,509,301	1,678,804	1,290,018	388,786	394,188
	流山市	22,712,891	20,896,778	21,693,774	796,996	568,593	228,403	161,258
	我孫子市	18,609,305	17,182,508	18,232,389	1,049,881	881,399	168,482	134,986
	鎌ヶ谷市	13,369,792	12,430,245	14,851,972	2,421,727	2,208,459	213,268	107,314
	浦安市	39,597,711	39,538,896	39,617,906	79,010	—	79,010	160,337
千葉地区	千葉市	172,371,636	155,178,609	155,805,392	626,783	—	626,783	932,421
	習志野市	25,746,010	23,719,550	24,767,460	1,047,910	856,241	191,669	159,880
	市原市	49,417,963	46,327,712	46,441,318	113,606	—	113,606	279,629
	八千代市	27,002,732	24,860,977	25,118,859	257,882	—	257,882	188,381
君津地区	木更津市	17,899,217	16,759,746	19,651,446	2,891,700	2,499,868	391,832	127,904
	君津市	17,117,589	16,558,898	16,688,081	129,183	—	129,183	89,799
	富津市	8,973,989	8,968,006	9,154,848	186,842	—	186,842	49,214
	袖ヶ浦市	13,647,040	13,112,428	13,177,253	64,825	—	64,825	60,788
印旛地区	成田市	29,904,453	29,706,136	31,955,920	2,249,784	1,871,810	377,974	126,098
	佐倉市	24,606,413	22,998,550	23,282,041	283,491	94,641	188,850	175,914
	四街道市	11,026,170	10,419,282	11,909,558	1,490,276	1,190,189	300,087	87,626
	八街市	7,288,969	7,168,050	10,363,718	3,195,668	3,006,271	189,397	75,008
	印西市	15,242,693	14,291,342	16,614,228	2,322,886	1,977,523	345,363	87,957
	白井市	9,004,185	8,423,287	8,979,694	556,407	424,535	131,872	60,334
	富里市	6,187,763	5,911,080	7,235,356	1,324,276	1,216,263	108,013	49,812
	酒々井町	2,612,692	2,518,060	3,399,480	881,420	771,364	110,056	21,329
香取地区	栄町	2,664,312	2,515,893	3,858,961	1,343,068	1,180,058	163,010	23,150
	香取市	9,272,966	8,730,581	16,845,126	8,114,545	7,470,382	644,163	85,069
	神崎町	795,882	795,882	1,656,370	860,488	781,196	79,292	6,597

(千円) (人)

		地方税		一般財源 (普通税+交付税計)	交付税計			2009 (H21) 年度末住基人口
		普通税			普通交付税	特別交付税		
香取地区	多古町	2,052,649	2,052,649	3,615,677	1,563,028	1,418,480	144,548	16,275
	東庄町	1,426,372	1,426,372	3,145,974	1,719,602	1,541,790	177,812	15,590
海匝地区	銚子市	8,365,110	7,877,624	13,340,865	5,463,241	5,154,163	309,078	70,402
	旭市	6,987,468	6,732,979	14,904,575	8,171,596	7,281,876	889,720	68,955
	匝瑳市	3,863,914	3,863,914	8,473,082	4,609,168	4,114,679	494,489	40,345
山武地区	東金市	7,435,720	7,030,027	10,175,782	3,145,755	2,819,233	326,522	59,593
	山武市	5,707,616	5,707,616	12,141,019	6,433,403	5,860,955	572,448	57,730
	大網白里町	5,076,326	5,076,326	7,669,202	2,592,876	2,398,048	194,828	50,720
	九十九里町	1,571,327	1,571,327	3,302,925	1,731,598	1,616,669	114,929	18,594
	芝山町	2,314,822	2,314,822	2,382,833	68,011	—	68,011	8,007
	横芝光町	2,521,609	2,521,609	5,465,633	2,944,024	2,648,653	295,371	25,876
長生地区	茂原市	13,932,883	13,455,896	15,054,122	1,598,226	1,177,214	421,012	93,554
	一宮町	1,348,173	1,342,543	2,424,694	1,082,151	974,414	107,737	12,492
	睦沢町	784,960	784,960	1,868,473	1,083,513	973,609	109,904	7,609
	長生村	1,614,293	1,612,134	2,881,030	1,268,896	1,181,003	87,893	14,930
	白子町	1,341,124	1,321,056	2,524,578	1,203,522	1,090,676	112,846	12,685
	長柄町	1,215,197	1,215,197	2,094,389	879,192	780,103	99,089	8,037
	長南町	1,274,884	1,274,884	2,506,095	1,231,211	1,120,897	110,314	9,521
夷隅地区	勝浦市	2,243,380	2,213,650	4,572,306	2,358,656	2,032,713	325,943	20,882
	いすみ市	4,088,971	4,088,971	9,159,712	5,070,741	4,541,793	528,948	42,170
	大多喜町	1,177,758	1,173,153	2,678,951	1,505,798	1,375,925	129,873	10,742
	御宿町	960,604	959,598	1,907,074	947,476	859,751	87,725	8,041
安房地区	館山市	6,124,464	5,590,194	8,971,828	3,381,634	3,091,217	290,417	50,177
	鴨川市	4,365,833	4,293,825	8,718,263	4,424,438	3,691,939	732,499	36,067
	南房総市	4,061,466	4,017,052	13,649,821	9,632,769	8,788,654	844,115	43,424
	鋸南町	812,914	812,535	2,676,534	1,863,999	1,683,071	180,928	9,264

【表05】各市町村1人あたりの普通税・一般財源等 2009(平成21)年度

(円)

		地方税/住基人口	普通税/住基人口	一般財源/住基人口	交付税計/住基人口
東葛地区	市川市	168,665	152,856	153,151	295
	船橋市	157,853	142,516	143,178	662
	松戸市	144,006	133,132	139,719	6,586
	野田市	142,484	135,875	156,658	20,784
	柏市	160,052	144,171	148,430	4,259
	流山市	140,848	129,586	134,528	4,942
	我孫子市	137,861	127,291	135,069	7,778
	鎌ヶ谷市	124,586	115,831	138,397	22,567
	浦安市	246,966	246,599	247,091	493
千葉地区	千葉市	184,865	166,425	167,098	672
	習志野市	161,033	148,358	154,913	6,554
	市原市	176,727	165,676	166,082	406
	八千代市	143,341	131,972	133,341	1,369
君津地区	木更津市	139,943	131,034	153,642	22,608

(円)

		地方税／住基人口	普通税／住基人口	一般財源／住基人口	交付税計／住基人口
君津地区	君津市	190,621	184,400	185,838	1,439
	富津市	182,346	182,225	186,021	3,797
	袖ヶ浦市	224,502	215,708	216,774	1,066
印旛地区	成田市	237,152	235,580	253,421	17,842
	佐倉市	139,878	130,737	132,349	1,612
	四街道市	125,832	118,906	135,914	17,007
	八街市	97,176	95,564	138,168	42,604
	印西市	173,297	162,481	188,890	26,409
	白井市	149,239	139,611	148,833	9,222
	富里市	124,222	118,668	145,253	26,585
	酒々井町	122,495	118,058	159,383	41,325
	栄町	115,089	108,678	166,694	58,016
香取地区	香取市	109,005	102,629	198,017	95,388
	神崎町	120,643	120,643	251,079	130,436
	多古町	126,123	126,123	222,161	96,039
	東庄町	91,493	91,493	201,794	110,302
海匝地区	銚子市	118,819	111,895	189,496	77,601
	旭市	101,334	97,643	216,149	118,506
	匝瑳市	95,772	95,772	210,016	114,244
山武地区	東金市	124,775	117,967	170,755	52,787
	山武市	98,867	98,867	210,307	111,440
	大網白里町	100,085	100,085	151,207	51,121
	九十九里町	84,507	84,507	177,634	93,127
	芝山町	289,100	289,100	297,594	8,494
	横芝光町	97,450	97,450	211,224	113,774
長生地区	茂原市	148,929	143,830	160,914	17,083
	一宮町	107,923	107,472	194,100	86,628
	睦沢町	103,162	103,162	245,561	142,399
	長生村	108,124	107,980	192,969	84,990
	白子町	105,725	104,143	199,021	94,878
	長柄町	151,200	151,200	260,593	109,393
	長南町	133,902	133,902	263,218	129,315
夷隅地区	勝浦市	107,431	106,008	218,959	112,952
	いすみ市	96,964	96,964	217,209	120,245
	大多喜町	109,640	109,212	249,390	140,179
	御宿町	119,463	119,338	237,169	117,831
安房地区	館山市	122,057	111,409	178,804	67,394
	鴨川市	121,048	119,051	241,724	122,673
	南房総市	93,530	92,508	314,338	221,831
	鋸南町	87,750	87,709	288,918	201,209

◆お詫びと追加訂正◆

前号では、手違いにより連載第5回の題名「歳入の状況(1) 地方税」の記載が脱落してしまいました。お詫びして追加訂正いたします。